



JASDAQ

平成 24 年 10 月 17 日

各 位

会 社 名	株式会社ユニマツトそよ風
代表取締役名	代表取締役社長 渡 邊 信 義
	(J A S D A Q ・ コード 9707)
問い合わせ先	常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 小 野 吉 広
電 話 番 号	03 (5413) 8228

株主代表訴訟の原告による取り下げに関するお知らせ

平成 24 年 8 月 22 日付け「株主代表訴訟及び当該訴訟への補助参加に関するお知らせ」でお伝えしていますとおり、当社は、当社株主であると主張する方（神成氏が取締役就任している企業の役員に就任している方です。以下「原告」といいます。）より当社元監査役を被告とする株主代表訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）が提起されたことを受け、被告である当社元監査役を補助するため、当該訴訟に補助参加しておりました。しかしながら、本日、原告が本件訴訟を取り下げましたので、お知らせいたします。

記

1. 経緯

平成 24 年 3 月 29 日付け「訴訟の判決（控訴審判決）に関するお知らせ」でお伝えしていますとおり、当社は、元代表取締役社長である神成裕氏（以下「神成氏」といいます。）を被告として、取締役としての任務懈怠を理由として損害賠償請求訴訟を提起しておりましたが、第一審及び控訴審で、当社全面勝訴の判決が言い渡されておりました。

そして、上記損害賠償訴訟の対象となった事項に関し、原告より当社元監査役に対し、監査役としての義務違反を理由として、当社が被った損害の賠償を請求する株主代表訴訟（本件訴訟）が提起されておりました。

そこで、当社は被告である当社元監査役を補助するため、当該訴訟に補助参加しておりました。

しかしながら本件訴訟は、訴訟要件を満たさない不適法な訴えであったため、原告は、本日付けで、訴えを取り下げました。これにより、本件訴訟は終了致しました。

2. 今後の対応

原告の主張によれば、原告は、再度、本件訴訟と同内容の訴訟提起を予定しているとのことです。既にお知らせしましたとおり、本件訴訟を提起した原告は、神成氏が取締役就任している企業の役員に就任している方であり、本件訴訟提起について、株主代表訴訟本来の目的を逸脱した濫用目的によるものであることが疑われます。したがって、当社としましては、再度訴訟が提起された場合、改めて、当該訴訟に補助参加の上で、当社の主張の正当性ととも原告の訴訟提起が濫用目的によるものであることを併せて主張していく予定です。

以 上